第１　起業者の名称　国土交通大臣
第２　事業の種類
１　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井地内から釜石市両石町第４地割地内まで及び同市片岸町第１地割地内から同県下閉伊郡山田町船越第２地割地内まで）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事
２　一般国道283号改築工事（釜石花巻道路・岩手県釜石市甲子町第13地割地内から同市甲子町第７地割地内まで及び遠野市上郷町平倉40地割地内から同市綾織町新里25地割地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事
第３　起業地
１　第２の１に係る事業
⑴　収用の部分　岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内
岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曽根、甲子町第13地割、定内町四丁目及び二丁目、小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第９地割及び第８地割、八雲町、両石町第４地割並びに片岸町第１地割地内
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割字舘ヶ洞及び字生井沢、小鎚第23地割字雲南及び字寺野、小鎚第24地割字御神楽、小鎚第21地割字高清水、桜木町、小鎚第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第16地割字大石前、大ケ口一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、吉里吉里第８地割字宮ヶ洞、吉里吉里第９地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字鯨山、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋並びに吉里吉里第13地割字松磯地内
岩手県下閉伊郡山田町船越第２地割地内
⑵　使用の部分　岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内
岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曽根、大字平田第２地割、甲子町第13地割、定内町四丁目及び二丁目、小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第９地割及び第８地割、八雲町、両石町第４地割、片岸町第１地割並びに鵜住居町第９地割地内
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割字舘ヶ洞及び字生井沢、小鎚第23地割字雲南及び字寺野、小鎚第24地割字御神楽、小鎚第21地割字高清水、桜木町、小鎚第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第11地割字大ケ口、大槌第16地割字大石前、大ケ口一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割、字沢山、吉里吉里第８地割字宮ヶ洞、吉里吉里第９地割字金敷捧、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字鯨山、字菖蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋並びに吉里吉里第13地割字松磯地内
岩手県下閉伊郡山田町船越第２地割地内
２　第２の２に係る事業
⑴　収用の部分　岩手県釜石市甲子町第13地割、第12地割、第11地割、第10地割、第９地割、第８地割及び第７地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内
岩手県遠野市上郷町平倉40地割、39地割、34地割、33地割、23地割、22地割、21地割、20地割、19地割及び12地割、平野原３地割、２地割及び１地割、来内15地割、５地割、４地割及び１地割、遠野町32地割、31地割、30地割、29地割、３地割、２地割及び１地割並びに綾織町新里31地割、30地割、28地割及び25地割地内
⑵　使用の部分　岩手県釜石市甲子町第13地割、第12地割、第11地割、第10地割、第９地割、第８地割及び第７地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内
岩手県遠野市上郷町平倉40地割、39地割、34地割、33地割、22地割、21地割、20地割及び19地割、平野原３地割、２地割及び１地割、来内15地割、５地割、４地割及び１地割、遠野町32地割、31地割、30地割、29地割、３地割、２地割及び１地割並びに綾織町新里31地割、30地割、28地割及び25地割地内
第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性
⑴　第２の１に係る事業
申請に係る事業は、岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通地内の三陸インターチェンジ（仮称）から同県下閉伊郡山田町船越第２地割地内の山田南インターチェンジまでの延長40.6㎞の区間（以下「本件三陸道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事」（以下「本件三陸道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件三陸道事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「三陸道本体事業」という。）及び三陸道本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、三陸道本体事業の施行により遮断される県道、市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。三陸道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。さらに、三陸道本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第１項に規定する準用河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。
⑵　第２の２に係る事業
申請に係る事業は、岩手県釜石市甲子町第13地割地内の釜石ジャンクション（仮称）から遠野市綾織町新里25地割地内の遠野インターチェンジまでの延長35.4㎞の区間（以下「本件釜石花巻道路区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道283号改築工事（釜石花巻道路）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件釜石花巻道路事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件釜石花巻道路事業のうち、「一般国道283号改築工事（釜石花巻道路）」（以下「釜石花巻道路本体事業」という。）は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、釜石花巻道路本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、釜石花巻道路本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。
したがって、本件三陸道事業及び本件釜石花巻道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
２　法第20条第２号の要件への適合性
⑴　第２の１に係る事業
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件三陸道区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件三陸道事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
⑵　第２の２に係る事業
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件釜石花巻道路区間のうち釜石市甲子町第７地割地内から遠野市上郷町平倉40地割地内までの区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、それ以外の区間は同項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件釜石花巻道路事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。